

# 山梨県公報

第二千六百七十三号

平成二十九年

二月十六日

木曜日

## 目次

### 告示

- 山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………四一
  - 山梨県労働者就業実態調査の実施……………四二
  - 道路の区域変更(二件)……………四二
  - 建築基準法に基づく道路位置指定……………四三
- ### 公告
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………四三
  - 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(二件)……………四四
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………四五
  - 土地改良区役員の退任及び就任……………四五
  - 開発行為に関する工事の完了について……………四七

## 告示

### 山梨県告示第二十八号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十九年二月十六日から適用する。

平成二十九年二月十六日

山梨県知事 後藤 齋

「	その他の機械器具又は設備	1時間	赤外分光光度計	3, 280円	」
---	--------------	-----	---------	---------	---

を

その他の機械器具又は設備	1時間	赤外分光光度計 断面試料作製装置 小型オゾンビームミリング装置 (常温加工の場合) 同(冷却加工の場合)	3, 280円 1, 150円 1, 640円 2, 170円
--------------	-----	--	--

に於て。

3の表中

研磨宝飾製品及びその材料の加工	1件	加工に要する時間	110円 410円 640円 1, 280円 1, 980円 2, 570円 5, 140円 6, 540円 7, 830円 9, 110円
研磨宝飾製品及びその材料の加工	1件	加工に要する時間	110円 410円 640円 1, 280円 1, 980円 2, 570円 5, 140円 6, 540円 7, 830円 9, 110円

を

研磨宝飾製品及びその材料の加工	1件	加工に要する時間	110円 410円 640円 1, 280円 1, 980円 2, 570円 5, 140円 6, 540円 7, 830円 9, 110円
-----------------	----	----------	---

に於て。

その他の	1試料	顕微鏡試料作成(断面試料)	2, 060円
------	-----	---------------	---------

試作加工

作製装置によるもの

山梨県告示第二十九号

山梨県労働者就業実態調査（従業員調査）を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例（平成二十年山梨県条例第五十号）第三条第二項の規定により、告示する。

平成二十九年二月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 調査の名称 山梨県労働者就業実態調査（従業員調査）
- 二 調査の目的 県内事業所における労働者の雇用の実態、雇用に対する労働者の意識等を把握し、今後の働きやすい職場環境づくりを更に推進するための基礎資料を得、もって労働福祉施策に反映させることを目的とする。
- 三 報告を求める事項
  - 1 個人及び家族に関する事項
  - 2 従業員の就業状況に関する事項
  - 3 仕事と家庭の両立を支援する制度に関する事項
  - 4 仕事と子育て及び仕事と介護の実態に関する事項
  - 5 育児休業制度の利用に関する事項
  - 6 ハラスメントに関する事項
  - 7 非正規従業員の働き方に関する事項
  - 8 従業員の職業意識に関する事項
- 四 基準となる期日 平成二十九年一月一日を調査基準日とする。
- 五 報告を求める者
  - 1 調査地域 山梨県全域
  - 2 調査対象 平成二十七年年度に実施した「山梨県労働者就業実態調査」において県内の従業員五人以上の事業所から無作為に抽出した千の事業所に勤務する三千人の男女従業員
- 六 報告を求めるために用いる方法 自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。
- 七 報告を求める期間 平成二十九年二月二十日から同年三月十日までを調査期間とする。

山梨県告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年三月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白井甲州線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
笛吹市御坂町八千蔵字諏訪原五三九番一地从前 先から 笛吹市御坂町蕎麦塚字道中根七一三番一地从前	間	七・六	七・六	七・八	一三〇・〇
		一一・一	七・六		

山梨県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十九年三月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士吉田西桂線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
富士吉田市小明見三丁目八二三番一地从前 から 富士吉田市小明見三丁目八二三番三地从前	間	一一・三	一一・三	三三・九	七〇・八
		三三・九	一六・六		
			五・〇	五七・七	一四八・九

山梨県告示第三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年二月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年二月九日
- 二 指定道路の位置 南都留郡忍野村忍草字奥割千四百五十七番一、千四百五十七番二及び千四百五十九番九
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 五十・四七メートル

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年二月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
大和情報サービス株式会社 代表取締役 板倉壽景 代表取締役 藤田勝幸	東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 南アルプス市徳永複合施設
  - (二) 所在地 山梨県南アルプス市徳永字押出八十三番五外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

つては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては  
代表者の氏名

株式会社オギノ  
代表取締役 萩野寛二

住所  
山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成二十九年九月二十八日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千九百十四平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (一) 駐車場の位置及び収容台数
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 収容台数 八十七台
  - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 収容台数 十六台
  - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 面積 四十八平方メートル
  - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 容量 三十八立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - (1) 開店時刻 午前九時
    - (2) 閉店時刻 午後九時
  - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで
  - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - (1) 数 三箇所
    - (2) 位置 届出の図面のとおり
  - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

- 三 届出年月日 平成二十九年一月二十七日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年六月十六日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年二月十六日

山梨県知事 後 藤 斎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社公正屋 代表取締役 田代正美	山梨県上野原市新田八百七十三番地十

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 公正屋大月東店
  - (二) 所在地 山梨県大月市七保町葛野字中原二百十番地外
- 2 変更した事項
  - (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社公正屋 代表取締役 田代正美	山梨県上野原市新田八百七十三番地十

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社公正屋 代表取締役 田代正美	山梨県上野原市新田八百七十三番地十

- 3 変更の年月日 平成二十八年八月二十五日外
- 三 届出年月日 平成二十八年十二月二十七日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年六月十六日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年二月十六日

山梨県知事 後 藤 斎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社公正屋 代表取締役 田代正美	山梨県上野原市新田八百七十三番地十

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 スーパー公正屋田野倉店
  - (二) 所在地 山梨県都留市田野倉百九十八番地一外
- 2 変更した事項
  - (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代

表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人に あつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社公正屋 代表取締役 田代正美	山梨県上野原市新田八百七十三番地十

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人に あつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社公正屋 代表取締役 田代正美	山梨県上野原市新田八百七十三番地十
有限会社三森生花店 代表取締役 三森智英	山梨県都留市中央一丁目三番二十二号

- 3 変更の年月日 平成二十八年八月二十五日外
- 三 届出年月日 平成二十八年十二月二十七日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年六月十六日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
平成二十九年二月十六日

一 届出者

山梨県知事 後 藤 斎

氏名又は名称及び法人に  
あつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人に あつては代表者の氏名	住所
有限会社志保屋 代表取締役 上野房子	山梨県都留市四日市場三十七番地一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (一) 名称 スーパー公正屋都留店
- (二) 所在地 山梨県都留市四日市場三十七番地の四
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人に あつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社公正屋 代表取締役 田代正美	山梨県上野原市新田八百七十三番地十

- 3 変更の年月日 平成二十八年八月二十五日
- 三 届出年月日 平成二十八年十二月二十七日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年六月十六日まで

● 土地改良区役員  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、榎無堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。  
平成二十九年二月十六日

一 退任

山梨県知事 後 藤 斎

役職名	氏名	住所	退任年月日

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事
石川公村	齊藤元一	柳本映	高柳尚文	安部久雄	三浦茂男	根津義人	志村英文	小泉弘志	大木一喜	有泉光夫	今村正城
斐崎市穂坂町上今井四百三十番地	甲斐市宇津谷二千七百四十二番地	甲斐市宇津谷五千百八十二番地	甲斐市宇津谷八千二百三十五番地	斐崎市岩下千百三十六番地	斐崎市上ノ山千四百八十四番地	斐崎市穂坂町宮久保二千四百六十六番地	斐崎市穂坂町三之蔵三千百八十四番地	甲斐市宇津谷四千四百八十五番地十一	甲斐市龍地五千五百十二番地三	甲斐市宇津谷四千四百四十五番地	甲斐市龍地六千四百九十三番地一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成二十九年一月三十一日

二 就任

同	同	同	理事	役職名	同	同	同	同	同	同	同
小泉充	大木一喜	有泉光夫	今村正城	氏名	保坂典男	石川惣市	三浦進吾	田辺敏明	中澤明	中村明雄	金川澄子
北杜市明野町三之蔵八百六十	甲斐市龍地五千五百十二番地三	甲斐市宇津谷四千四百四十五番地	甲斐市龍地六千四百九十三番地一	住所	斐崎市穂坂町上今井千三百二番地	斐崎市岩下千二百七十六番地	甲斐市菖蒲沢六百九十三番地	甲斐市龍地六千五百五十二番地	甲斐市大笹二千七百九番地	甲斐市団子新居千四百六十一番地	甲斐市菖蒲沢六百八十七番地二
同	同	同	平成二十九年二月一日	就任年月日	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
田辺敏明	中澤明	中村慶幸	飯室泰夫	駒寄保次	山田今朝一	清水利彦	雨宮行比古	安部久雄	青木幸夫	根津義人	大柴太雄	
甲斐市龍地六千五百五十二番地	甲斐市大笠二千七百九番地	甲斐市団子新居千四百三十三番地七	甲斐市菖蒲沢六百二十八番地	韮崎市穂坂町上今井千四百十二番地	甲斐市宇津谷二千九百二十三番地	甲斐市宇津谷四千六百九十八番地	甲斐市宇津谷八千三百二十三番地	韮崎市岩下千三百三十六番地	韮崎市上ノ山九百五十四番地	韮崎市穂坂町宮久保二千四百六十六番地	韮崎市穂坂町三之蔵四千二百六十四番地	四番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同
大久保重行	箭本孝徳	長坂邦広	監事
甲斐市団子新居千四百二十一番地	甲斐市宇津谷五千九百十二番地	同	同
同	同	同	同

● 開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年二月十六日

山梨県知事 後 藤 斎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 北杜市小淵沢町字上阿原二千九百六十三の一、二千九百六十三の二、二千九百六十三の三の一部、二千九百六十三の四、二千九百六十三の五、二千九百六十三の七、二千九百六十八の一の一部、二千九百六十八の八から二千九百六十八の十まで、二千九百六十八の十五から二千九百六十八の十七まで及び道の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一 北杜市長 渡辺英子

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番